出席停止について

医師の診察により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。医師の診断を受けて、学校を休むよう指示された場合には、回復後、登校された際に別紙「病欠届」を保健室に提出してください。

	対象疾病		出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるのもに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザA(H5N1)ウイルス、鳥インフルエンザ(H7N9)であるものに限る)。 →治癒するまで出席停止		
第2種	百日咳麻しん	・特有の呼 ・解熱した	をが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 風しん 水痘	 - 発疹が消	顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 特失するまで 発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	• 発熱、咽	頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで 弦染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管 出血性大腸菌感染症、腸チ フス、パラチフス、流行性角 結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染病	無症状症	音は、医師が感染のおそれがないと認めるまでは出席停止、 5原体保有者は登校可能 5り感染のおそれがないと認められるまでは出席停止とする
	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患		
	感染性胃腸炎(ノロウイルス)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症	・ 症状か	嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校可能 「改善し、全身状態の良い者は登校可能 ・抗菌薬療法開始後24時間以内に他への感染力は消失するため、登校可能
	など	- FWI	おいて予防すべき成熟症の解説」 公益財団法人日本学校保健会上 NII

2018年3月発行「学校において予防すべき感染症の解説」公益財団法人日本学校保健会より引用